

使用済み小型二次電池の回収について

鶴田町では、**使用済み小型二次電池**の回収を行っています。
膨張した等の理由により、販売店で回収できなくなったものも対象となります。
役場庁舎内でボックス回収しておりますので、担当窓口までご持参ください。



小型二次電池はごみの集積所に出さないでください。
可燃・不燃・資源ごみとしてごみ集積所に出してしまうと、
ごみ収集車やごみ処理施設における
火災事故の原因になります。
皆様のご協力をお願いします。

ボックス回収の対象

リチウム蓄電池、ニカド電池、ニッケル水素電池



なお、**小型二次電池が内蔵されている使用製品**は、ムリに取り外さず、使用製品そのものを「**小型家電**」（**緑色の袋**）として集積所へ出してください。

密閉型鉛蓄電池、モバイルバッテリー



その他種別の特定が困難な二次電池やボタン電池



ボックス回収の対象外

使い切り一次電池（乾電池）は、必ず「**燃えないごみ**」（**白い袋**）で排出してください。

また、**鶴田町民が排出するものが対象**であり、
町外の方や事業者排出のものは対象外となります。



乾電池は使用製品から取り外して、「燃えないごみ」として集積所へ出してください。
資源ごみ（プラスチック類）に混ざっていると、ごみ処理施設で破砕処理する過程で、出火の原因となってしまいます。

絶縁方法について

ビニールテープを端子部分を完全に覆うように貼って下さい。

(参考) 絶縁処理の例

処理前



処理後



端子部分が露出していると、発火の危険性がありますので、**必ず絶縁した状態**で持ち込んで下さい。

回収場所

名 称	所在地	受付時間
鶴田町 住民環境課 環境対策係	鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1 役場庁舎 1 階 ②番窓口	平日 8時30分 ～ 17時00分

問い合わせ先

鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1
鶴田町 住民環境課 環境対策係
電話：0173-22-2111（内線151・152）